



スポーツの秋 体力づくりを!

走る、跳ぶ、打つ、投げる、そして汗……。
 “便利になったナー”という反面、私たちは、
 日常生活の中で体を動かすことが少なくなり、昔
 の人たちに比べて、はるかに体力が落ちてきてい
 ます。

スポーツの秋です。大いに体を動かし、いい汗
 を流しましょう。

町民のうごき

世帯数	1,947	男	4,025
人口	8,117	女	4,092
昭和55年9月1日現在			
	男	女	計
出生	3	4	7
死亡	3	0	3
転入	3	8	11
転出	11	6	17

'80

10月号



九月十五日は「敬老の日」。午前十時から勝浦中学校体育館に七十歳以上のお年寄り四百五十人を招いて、第十一回目の敬老町民のつどいを催しました。この日は九時三十分から勝浦中学校音楽部生徒三十五人によ

ご長寿おめでとう
敬老
町民のつどい



◆表彰状
今山 早川 波夫さん
与川内 立石 亀義さん
◆感謝状
生名 清水キヌコさん
中山 白樫 計邑さん

る合奏・合唱で開幕。美声にうっとり聞きほれた後式典を行ない、町長ほか来賓の方々がお祝いの言葉を述べ、敬老記念品などをプレゼントして長寿をお祝いしました。また十一時から勝浦座による玉操前三段目などの人形浄瑠璃三題を披露し、楽しい一日を過ごしました。これに先だって、十四日には九十歳以上のお年寄り十七人の自宅を町長、議長らが訪問し、それぞれ記念品を贈りご長寿をお祝いしました。

勝浦町ふるさとづくり
推進協議会だより



町長から激励される町内最高齢者の谷本賢平さん(97歳)

しあう暖かい人間関係を基盤と

勝浦町ふるさとづくり推進協議会は、先日総会を開き、つぎの基本方針により実践課題を定め、町民の皆様方のご協力を得て実践活動して行くことになりました。町民各位のご協力をお願いいたします。

勝浦町ふるさとづくり推進協議会

6 祝祭日の国旗掲揚運動の推進。

◆基本方針
郷土を愛し故郷の自然を愛する心を養い、町民が互いに真心を惜しみなく出しあう暖かい人間関係を基盤とする。

5 同和教育の深徹
(1)部落差別をふれ合う心でなくしよう運動
(2)地域ぐるみの同和教育の推進
(3)「ふるさとを考える日」を推進し、地域の連帯感を高める

4 青少年健全育成と家庭の日の推進。
(1)家族そろって夕飯をたべよう運動
(2)青少年非行防止パトロールの実施
(3)「ふるさとを考える日」を推進し、地域の連帯感を高める

3 自然を大切にして環境の美化、花いっぱい運動に努める。
(1)町内の清掃美化運動
(2)花いっぱい運動
(3)物を大切にす運動

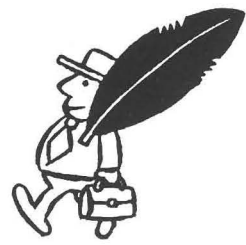
2 あいさつ運動、愛の一言運動を推進する。
3 自然を大切にして環境の美化、花いっぱい運動に努める。
(1)町内の清掃美化運動
(2)花いっぱい運動
(3)物を大切にす運動

住民福祉センター結婚式料理価格表

区分	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
料理	10,000円	8,000円	7,000円	5,000円	3,000円
膳	7品	7品	7品	テーブル盛合せ	テーブル盛合せ
みやげ	5品	3品	なし	なし	なし

(みやげを除く料理には、料理飲食等消費税が10%加算)

* * * * *
住民福祉センターで行われる結婚披露宴料理価格を別表のとおり改訂しました。お互いに守り簡素化いたしました。



赤い羽根共同募金始まる

勝浦町みかん危機 対策本部を設置

昭和五十四年産温州みかんの異常安値は、みかん生産農家に深刻な打撃を与えています。過日の六月定例議会においても、一般質問の主役はみかんを中心とした農政問題でありました。

そこで、勝浦町は当面するみかんを中心とした農業危機に対し、抜本的に農業経営の改善を図るため、農家の諸問題を究明し、本町農業の振興を図ることを目的として、勝浦町みかん危機対策本部を八月一日に設置し

ました。

対策本部は、本部長に町長・桜木義夫、副本部長に勝浦町農協組合長・宮本澄雄、生比奈農協組合長・大柳包雄の各氏。委員は、各関係機関の代表者十七名で構成し、事務局は、町役場産業課が担当します。

地方の時代、地域農政の時代などといわれる昨今、地域農業をどのような形態と方法ですすめるべきか、広く会議をおこし、英知を結集し、当面の農政に誤りなきを期待されています。

みかん娘選賞会

勝浦町と同観光協会では、本場勝浦みかんの消費拡大を図るため、つぎの日程でみかん娘の選賞会を開催します。多数ご参加ください。

■日時 十月十二日(日)

午前九時三十分から

■場所 住民福祉センター

■選賞方法 ことしは、ミスみかん娘一名、準ミスみかん娘二名を選びます。

※ 正午から、久国座による人形浄瑠璃の上演、午後一時三十分から、みかん娘一般公開審査を行います。



「行政相談週間」始まる

— 徳島行政監察局 —

十月十五日から十八日まで、全国いっせいに「行政相談週間」が始まります。

皆さんのなかには、日常生活の中で、役所や公社・公団等が行っている仕事について、苦情や要望・意見をお持ちの方が多いいのではないのでしょうか。

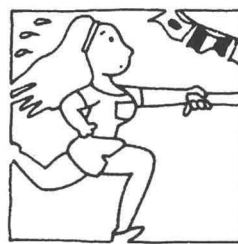
行政相談とは、役所自らこれら

苦情等の申し出に応じ、一件一件の解決をはかるとともに、その結果を十分検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。特に行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所の間に立つて中立・

10月定例人権・行政 心配ごと相談

とき 10月3日(金)
・午前10時～午後3時

ところ 住民福祉センター



体育の日10月10日

公平な立場から必要なあつせんを行い、苦情の解決・要望・意見などの実現に努めています。本町では、十月三日午前十時から午後三時まで、住民福祉センターで行政相談所を開きますので、お気軽にご相談ください。

統制小作料が 全面廃止されます

農地の統制小作料は、昭和四十五年十月一日から廃止されていますが、その時に小作契約をしていた農地は、経過措置として十年間存続されていました。

その期間も終り、本年十月一日から国の統制が全面的に廃止されて、新しい小作料は、所有者(貸主)と耕作者(借主)の話し合いによって自由に定めることとなります。農業委員会では、小作料を決める目安として標準小作料を定めています。本年度に

見直しの予定ですが、現在の額は、十⁷当り、田二一、〇〇〇円、畑(みかん成木園)二三、六〇〇円となっています。

統制小作料がなくなっても、貸借契約(小作契約)は何ら関係なく存続され、解約等には許可が必要です。

自分たちの村は自分たちで考え良くしていこうと、集落ごとの話し合い活動により、「新しい村づくり」をテーマに地域農政特別対策事業が進められています。

この事業の中に農地の流動化(貸し借り等)を促進し、農地の集積を通じての農業後継者の育成と農地の有効利用を図るため、農用地高度利用促進事業があります。この事業に乗せると、農地を貸したら返してもらえない等の不安はなく、農地の貸し借りが安心してできますので、統制小作料の廃止を機会に、話し合いにより買い取り又は返還など自作地化を進められ、貸し借りは高度利用増進事業を利用されますようおすすめします。(統制小作料関係者については連絡します。)

理想の親はどこに

家庭同和教育シリーズ (3)

家庭教育でしつけを考えると、その基本になることは、どの程度に甘やかし、どの程度に厳しくするかということです。このことを図に表わしたものをサイモンズの図と言います。



みなさんも、この図の中のどこかに位置しているはずで、支配的な親というのは、子どもの顔さえ見れば何か注意している親、顔さえ見れば何か指図している親をいうのです。例えば、子どもが腹をすかして夕ごはんを食べに来るや否や、「お風呂に入りなさい、お父ちゃんはおとや」着物を脱ぐや否や、「それそれ早くせんと風邪ひく」湯につかって少しゆっくりしていると、「いつまで入っているの、早く出なさい」、あわてて飛び出

し汗をいれていると、「早くせんと湯ぎめする」と、子どものことを考えずつきつき支配する親です。

服従の親というのは、子どもは、お母ちゃんが何をいうか手のうちをみんなよんでしまっており、スーパードールで何か買ってもらいたいときには、人前でお母さんが恥をかきようにしたら買ってくれとか、みんながもっているといつたら買ってくれると知っている。これに負けて子どものいいなりになる親です。

拒否の親というのは、わが子ながらどうも欠点が目立って腹がたつてしようがない親です。親子ながらどうも性が合わない、欠点は目につくが良いことは目につかない。一度あかんと思っただけならいい親です。

保護の親というのは、うちの子に悪いところはない。悪いのはよその子と、みんな人のせいにする親です。例えば、うちの子の言葉が悪いと思つたら、先生の言葉が悪い、あんな先生が教えるのだから悪くなるのは当たり前だと考える親である。うちの子にかぎってそんなこと

するはずがないと思っっている親もこの類である。このように、親の態度を大きく分けると四とおりの親があります。そしてこれを更に細かく分けてみると、よくないからどうしたらよいか、たいていでも



蹴つてもやらせることはやらせる。これを残酷の親。悪いとは思っけれどもどうしようもない、子どものいいなりにして置け。これが放任の親。かわいからだまっちゃおれん。これが過保護の親、言つてもしようのないことをとやかくい。これを干渉の親、かわいいから好きないようにさせる。これを甘やかしの親という。こう考えてくると良い親はおらんことになりま

す。ではいったい理想の親は何処にいますか。サイモンズの図の真中にある。そして、ときによって態度が異なることなく、両親の態度が一致している親の子は立派に成長します。暴走族の子どもを持つた父親が、ある晩、夜更けになって、生意気な横へいな顔をして帰って来たわが子に、これまで一度も手をかけたことがないのに、グウの音も出ないほどたたきのめし、子どもより先に涙を流し、子どものからだを抱きかかえて「お前の暴走を直すにはこうするより仕方がなかった」と涙ながらに頭をなでかかえた。この真剣な父親の態度に感銘して暴走族から足を洗つたという。この父親の優しさと厳しさを

町長の巡回 住民対話の会

わたくしたちのまち 勝浦町の八十年代の目標は、豊かで住みよい活力のある町づくりをすることです。この目標を達成するには全住民が一体となって努力しなければならぬし、住民の意見や要望などを聞いて町の歩み方を定めなければならぬと思います。ついては、次により町長と住民が対話を通じてこれからの町づくりの進め方を考えてゆく会を催しますので、開催会場へ出席し意見や要望を述べてください。

各会場とも午後七時三十分開催します。

開催日	地区	会場
11月4日(火)	久国	久国公会堂
31日(日)	中角	中角改善センター
30日(土)	山西	山西公会堂
28日(木)	掛谷	掛谷公民分館
27日(水)	立川	立川集会所
24日(日)	中山	中山公会堂
23日(土)	櫻野	櫻野公会堂
21日(木)	黒岩	隣保館
20日(水)	与川内	与川内公会堂
17日(日)	今山	今山公会堂
16日(土)	沼江	沼江集会所
10日(日)	石原	石原センター
8日(土)	坂本	坂本集会所
7日(金)	横瀬	横瀬公会堂
3日(日)	生名	生名センター
10月2日(土)	星谷	星谷公会堂

(愛媛県明德短大の曾我教授の講演から)

電々だより

新しい電報サービス
ティブン
緊急定文電報

この電報は、新しく8月1日から開始されたものです。

- 事故、病気など緊急連絡が必要なときにご利用ください。ご利用の際には「ティブン(定文)」とお申し出ください。
- 「定文」の種類は29種類あり、「定文」のほかに20字まで自由に文章を付け加えることができます。
- 料金は300円(船舶に発受する場合は600円)の定額です。
- 大安日・休日の前日はお祝い電報が大変混みあいます。こんな時にも緊急定文電報は早くお届けできます。
- 詳しくは、電報電話局2000番へお問い合わせください。



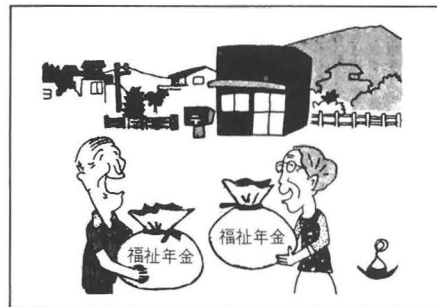
問 私は、国民年金に加入して十五年間保険料を納めてきましたが、祖父は、保険料を納めずに年金をもらっています。どうしてでしょうか。

答 あらかじめ保険料を納めた人に老齢・障害・死亡という事故があったとき、年金を支給するものと、昭和三十四年にこの制度ができたとき、すでに老齢・障害・母子の状態にあつて、保険料が納められなかったために拠出制の年金が受けられない人を対象に、全額国から年金を支

給される仕組みのもの(福祉年金という)ができたのです。お祖父さんはこの福祉年金を受けているのです。

福祉年金には

- ① 七十歳以上の老人に支給する老齢福祉年金
 - ② 重度の障害者に支給する障害福祉年金
 - ③ 夫の死亡によって、母子家庭となった人に支給する母子福祉年金
 - ④ 準母子状態の世帯の方に支給する準母子福祉年金
- の四種類があります。
- そこで、福祉年金を受けることができる人は、昭和三十四年四月に「国民年金法」ができたときにすでに七十歳をこえていた人は、その時から資格ができました。
- 昭和三十六年四月に五十歳を



こえた人(明治四十四年四月一日以前に生まれた人)は、七十歳になれば受給の資格を得ることが出来ます。したがって、明治四十四年四月二日以降に生まれた人は七十歳になっても老齢福祉年金は受けられませんから、ぜひ国民年金に加入して、保険料を納めることが必要なわけです。

各課紹介

税務保険課

②

の閲覧を行っています。

保険事務は、被保険者がお医者さんにかかったレセプトの点検と、その七割分の療養給付費や治療用装具、高額療養費の支払い、交通事故による第三者傷害求償事務、あるいは、被保険者資格の取得や、喪失に伴う月割課税事務などです。

なお、保険税は、税務事務で述べた国保加入者の給与報告書や申告書にもとづいて、療養給付の推移や自然増加、加入動態などを勘案して年間経費を算出し、それによって税率等を算定して賦課することになっています。

税務保険課の仕事は、課名が示すように、税務事務と保険事務の二つに大別することが出来ます。

税務事務は、自主財源のほとんどを占める町税の賦課徴収をおもに担当しています。

皆さんの勤め先からくる給与報告書や、みなさんから受けた申告書にもとづいての町県民税、固定資産の評価、課税台帳などを調整保管して固定資産税の賦課、原動機付自転車(オートバイ)鑑札の登録と軽自動車に係る軽自動車税の賦課をはじめ、法人等から申告納付される木材引取税・法人税・特別土地保有税・電気ガス税・たばこ消費税等の賦課徴収を行います。

また、課税資料の収集に努め、課税の公平をはかるとともに、住民の申請による所得証明、納税証明をはじめ税務関係諸証明の交付や、土地台帳・図面など

みなさんのちよつとした心げと、保険者としての経営責任の自覚によって、健全な国保財政の長期的確保が推進されることとなります。

本町では、給与から天引きされている特別徴収者を除いて、町県民税・固定資産税・国民健康保険税を集合して六月から一月の間に納付してもらうこととしていきます。多くの方は、納税組合に加入し金融機関からの引き落とし納付によっていますので、未加入者の方は、加入されるようお願いしたいと思います。

その他、滞納者に対する強制処分等も税務保険課の重要な任務となっています。

目を差別の本質に

「家庭での同和教育」

「みんなでなくそう部落差別」

親のわが子に
対する真実の願
いを分析してみ
ますと、その主
要なものは、子
供の全面発達を
保障することだ
といえます。そ
のためには、か
れらの可能性を
ゆがめている事
実に着目し、そ
れを親の知性と
愛情によって解
決していくよう
努力することだ
と思います。親
はもつと偉く、
賢くなる課題に
迫られています。
よその子をはね
のけてでもわが子だけとは
生き方を常に反省しながら、人
間の発達における個と全体との
関係を正しく認識すべきです。
う。さらに忘れてならないこと
があります。それはわが子の成
長が、家庭・社会生活によって
どれだけ阻害されているか、そ
の事実にも目を向けるべきだと
思います。

人間は安易と惰性に流れやす
い可能性や体質をもっているも
のです。それだけに、不合理や
矛盾に気づくこともできないし
たとえ気づいたとしても、しか
たないものとしてあきらめる傾
向をほとんどの人がもっている
ようです。そればかりではあり
ません。長い間の歴史過程にお
いて「上みて暮らすな、下みて
暮らせ」という生き方を強要さ
れてきました。だから生き方そ
のものの中に、差別を当然のこ
ととして肯定しているのです。
差別を肯定する生活態度は、自
らもまた差別される存在である
ということなのです。

家庭において、子供に同和問
題について聞かれたとき、どの
ように指導したらよいでしょう。
質問から逃げたり、質問を抑え
たりしないで、正しく教えるこ
うな態度で話し合うべきです。
ただし、部落問題を知識として
理解しても、差別を取り除く力
にはなりません。

部落の問題が自分の問題とど
うかわっているかを、正しく
認識しなければなりません。で
すから子供に聞かれたときも、
子供のもっている問題を中心

して、いっしょに考えていくと
いう態度で話し合ってみると
思います。したがって親も子供
といっしょに勉強していただく
なければなりません。子供の発
達段階によってどの程度話した
らよいか、迷われる方もいると
思います。子供の問題を考え
ますために、部落の問題を話す
わけですから、自分の問題をど
れだけ考えられる子供であるか
によって、おのずから内容も取
捨できると思います。また「こ
のあたりに同和地区があるの
か」と聞かれたら、どうしたら
よいのかと心配される人もいる

かと思えます。同和地区が今ど
ういう問題をもっているかが、
同和教育を考えたいく基準であ
りますから、ないはずの部落が
存在する現実を子供といっしょ
に考えていかなければなりません。
差別されているのは、部落
だけではないことをわからせる
ことや、自分の問題と部落の問
題とのつながりをはっきり結び
つけて認識させることや、自分
の問題を社会の仕組みにかかわ
っていることを通して、差別を
取り除く力を育てることの中で
具体的な同和地区の問題を教え
ていくべきだと思います。

勝浦会館十月行事

- 2日(木) 奨学生集会、生花教室
- 8日(水) 手芸教室・勝浦同和問
題研究会定例会
- 9日(木) 奨学生集会、踊教室
- 13日(日) 着付教室
- 15日(水) 習字教室
- 16日(木) 奨学生集会・踊教室
- 19日(日) 着付教室
- 20日(月) 生花教室(玉ノ木・五
十田公会堂)
- 22日(水) 手芸教室(玉ノ木・五
十田公会堂)
- 23日(木) 奨学生集会・民謡教室
- 26日(日) 着付教室
- 27日(月) 民謡教室



30日(木) 習字教室・踊教室・奨
学生集会
各教室とも十月から開講時刻
を午後七時三十分とします。時
間におくれないようにお気軽に
ご参加ください。

法の日

無料法律相談所

十月一日は「法の日」です。
この日は、国をあげて法の尊重
基本的人権の擁護、社会秩序の
確立の精神を高めるための日で
この趣旨の徹底をはかるため、
十月一日からの一週間を「法の
日」週間として、全国各地で各
種の行事が行われます。徳島に
おいても裁判所・検察庁・弁護
士会が共同で、次のとおり無料
法律相談所を開きますので、お
気軽にご相談ください。

◆日時 十月六日(月) 午前
十時から午後三時

◆場所 徳島地方・家庭裁判
所

◆相談内容 金銭・借地・借家・
家事・登記・戸籍など法律
上の問題一切です。

★講師の派遣
各種団体から講演の希望が
あれば、講師を派遣します。

★裁判所の見学、裁判の傍聴
お気軽においでください。
団体の場合は、あらかじめご
連絡くださると便利です。





成績表

男子選手にタスキを渡す女子選手

優勝	勝浦中学 A	1時間34分7秒
2位	勝浦園芸高 A	1時間36分42秒
3位	清流(高校連合)	1時間37分9秒
4位	ドラエモン(一般)	1時間40分12秒
5位	高銚中学	1時間43分53秒
6位	勝浦中学 B	1時間44分2秒
7位	福原中学	1時間45分3秒
8位	勝浦園芸高 B	

「からだをきたえて健康な生活を」と、毎週火曜日に実施している町民健康マラソン熱が急上昇している現在、幅広い参加を企画し、三十歳以上の指定区間(藤川橋―福川二・三)と女子指定区間(勝浦町農協―役場一・五)をつくって、郡民の身近かな大会となり、盛んな声援を受けていました。

勝浦中学Aチームが優勝

第二十四回郡駅伝大会

初めて指定区間(三十歳以上)女子コースが採用される。

例年よりも一足早く、第二十四回勝浦駅伝(郡陸上競技協会、勝浦・上勝両町教育委員会主催)が九月十四日、盛大に開催されました。

コースは上勝町落合橋―生比奈農協―勝浦町役場前門二十九、中学生・高校生・社会人の八チーム(勝浦中学A・B、勝浦園芸A・B、高銚中、福原中、清流(高校連合)、ドラエモン(一般)六十四人の選手が力強いリズムで初秋の勝浦街道を力走し、勝浦中学Aチームが優勝しました。



【区間賞】

- ▼第一区(4.4)前川昌俊(勝浦園芸A) 14分17秒
- ▼第二区(4.5)肥田隆司(勝浦中A) 13分33秒
- ▼第三区(2.3)滝豊水(勝浦中A) 6分43秒
- ▼第四区(3.8)引地禎治(勝浦園芸A) 13分02秒
- ▼第五区(5.3)押栗義衛(ドラエモン) 15分10秒
- ▼第六区(1.5)長田弘子(勝浦中B) 5分20秒
- ▼第七区(3.6)松下善美(勝浦園芸A) 12分16秒
- ▼第八区(3.6)中村孝太郎(ドラエモン) 11分40秒

【優秀選手】

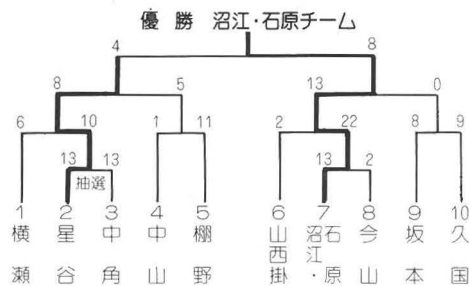
- 押栗 義衛(ドラエモン)
- 前川 昌俊(勝浦園芸A)
- 肥田 隆司(勝浦中A)



地区対抗一般女子ソフトボール大会

(八月六日から四日間)

優勝 沼江・石原チーム
準優勝 星谷チーム



ナイター・体育館の使用申請受付

ナイター、体育館の使用申請の受け付けは、次のとおりです。
★受付日 十月九日(木)
★申請できる期間 十月十日(金)から十一月九日(日)まで。

ソフトボール商部ブロック大会
青年・壮年・家庭婦人の三チームが参加
多数の方の応援を

第五回県民スポーツ祭ソフトボール南部ブロック大会が十二日、勝浦町で盛大に開催されました。

参加するのは阿南市・小松島市・那賀郡・海部郡・勝浦郡で成年・壮年・家庭婦人の三部門からそれぞれ一チームずつ出場します。(勝浦郡は開催町のため、上勝・勝浦両町でそれぞれ一チーム)多数の方の応援をお願いします。

日時等は、次のとおりです。
◆日時 十月十二日(日)・午前九時から(雨天の場合は、十月十九日(日)、十月二十六日(日))

◆場所

- *成年男子…勝中グラウンド
- *壮年男子…勝中グラウンド
- *家庭婦人…勝浦園芸グラウンド

地区対抗家庭婦人ソフトボール大会

(九月五日から五日間)

優勝 生比奈クラブ
準優勝 星谷チーム



今月の農作業メモ

みかん

早生みかんの収穫と出荷

本県の早生みかんは、品質的にみても市場側からはあまり歓迎されていないようです。そこで少しでも有利販売にむすびつけるためには、販売専門家（市場側）の言われることをよく守り出荷することが大切です。ということは、農協等各出荷機関の指示を厳重に守ることで、これ以上徳島早生みかんのイメージダウンにならないよう心がけてください。

早生みかん園、スタチ・ユコウ園の秋肥施用

秋肥はお礼肥とも言われますが、内容的には基肥です。スタチ園で、高接二年目以降の果実のなりを期待する園では、チッソ過多にならないよう成木園用の施肥内容とすることが大切です。施用時期は中旬頃としてください。（別表参照）

品種更新と不良系統の更新

今月中旬頃までに終わって下さい。一カ所で二町以上になら

ば改植事業に該当します。徳木の入用の方は、各農協の指導員の方に申し込んでください。

温州では古田系や十万、また平坦地の水田転作園等ではスタチとしてください。

	畑の状態	チッソ	リンサン	カリ	肥料名	使用量
早生	山畑(傾斜地)	15.0	12.0	9.0	柑橘一号のとき	5袋
	棚田(水田転換園)	12.0	9.5	7.0	〃	4袋
	平坦地水田転作	9.0	7.0	5.5	〃	3袋
スタチユコウ		7.0	3.5	5.0	スタチ専用配合のとき	3袋

いずれも成木園10aあたり 単位はkg

水稲

病害虫防除 収穫を目の前にしながら、毎

年、秋ウンカの被害を受けている水田を多く見受けます。最後の仕上げの意味で、バツサナックなどのウンカ用薬剤剤4kgを散布すること。

収穫

○ 早生穂は出穂後三十五〜四十日、中生穂で四十〜四十五日、晩生穂で四十五〜五十日を標準とします。

○ 機械収穫の場合は、事前に整備点検を充分しておき、作業能率向上に支障のないようにしてください。

ピーマン

気温がしだいにさがってきますので、開花から収穫までの日数はかかるようになります。色つやを劣さないように追肥をして、L・Sを収穫しましょう。

はなやさい

定植前の準備 稲刈後、堆肥と苦土石灰、および肥料を施して、畦巾一・三五の畦にしてください。

定植

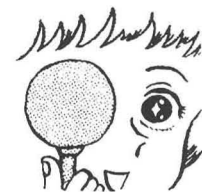
苗の大きさは本葉四〜五枚のもの株間三十五〜四十センチの二条植。植付けはなるべく浅植と

し、乾燥気味の場合は灌水して植痛みを少なくしてください。なお、雑草の多い所では、畦立後トレファノサイド粒剤十g当たり四粒を散布しておきます。

家庭菜園

今月まきのものは、遅まきダイコン・カブ・ゴボウ・シユンギク・ホーレンソウ・タカナ・

フダンソウ・漬菜類(コマツナ・タイサイ・ミズナ)・結球白菜・エンドウ・ソラマメなど。育苗するものでは、レタス・キャベツ・ナタネがあります。



10月10日は目の愛護デー

わたしの作品

<川柳>



老化せぬ趣味の作詩と盆栽と
何もかも値上げで赤字もつ家計
蛸焼を頼まれている夜店の灯
坂本 日浦 翠峰

蛇が刺す叩きそこねた向うずね
セロハンを採れば普通のぶどう
なり

咲き終えてひまわり最敬礼をす
る

与川内 新居 義子

よちよちの孫が思考を0にする
正義が勝つので時代劇が好きな
父

横瀬 中田 万里

苦勞した人の言葉にある丸み
棧橋をななめに降る旅みやげ
旅の余韻かみしめ乍ら日誌とじ
立川 竹田あゆみ

恋の歌恋を知らないまま唄い
払えない税に利息を取る役所
生名 丸山 香月

地下足袋の指が苦しい今日の靴
こんなにも嬉しい涙塩からい
どんな時も妻の笑顔が背にある
沼江 大岡 小枝

気にしないでなんて気になる事
を云う
ドラエモンの顔で売れるる缶ジ
ユース

廻り口来たなと思う友が近く
横瀬 榎勢 都景

出詠は毎月七日までに
送り先 勝浦田三溪
榎勢広夫さん(都景)まで
町内在住の方に限ります。
次回以降は俳句、その次は短歌と交代
にのせます。ふるってご投句くだ
さい。

昭和55年度第2回狂犬病予防注射日程表

10月6日(月)	坂本黄檗橋	午前10:00~10:20
	坂本郵便局前	10:30~11:00
	坂本大師前停留所	11:10~11:40
	勝農坂本事業所前	午後1:00~1:40
	与川内公会堂前	1:50~2:20
	勝農与川内事業所前	2:30~3:00
10月7日(火)	勝浦病院前	3:10~3:40
	徳バス横瀬営業所前	午前9:30~10:00
	勝農横瀬事業所前	10:10~10:50
	中山権現橋	11:00~11:20
	中山山橋	11:30~11:50
	立川天井潤橋	午後1:20~1:40
10月8日(水)	棚野公会堂	2:30~3:00
	勝浦電報電話局前	3:10~3:30
	今山神社前	午前9:30~10:00
	今山センター前	10:10~10:40
	勝浦会館	10:50~11:20
	森内氏宅池の横	11:30~11:50
10月9日(木)	星谷選果場前	午後1:00~1:30
	生名東林庵	1:40~2:20
	生名センター前	2:30~2:50
	勝浦町役場	3:00~3:30
	石原センター前	午前9:30~10:00
	古山商店横	10:10~10:50
10月9日(木)	田中食堂横	11:00~11:20
	生比奈農協前	11:30~11:50
	老人いこいの家	午後1:00~1:30
	中角湯浅医院前	1:40~2:10
	地福寺入口	2:20~2:50
	勝浦町役場	3:00~3:30

必ずうけよう

犬の登録と
狂犬病予防注射

飼い犬は、毎年一回の登録と二回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。
五十五年度第二回分を次の日程で、各地区を巡回して行います。

すので、最寄りの場所において必ず受けてください。
登録料 一、〇〇〇円
注射料 一、〇〇〇円

習字学級

十月八日(水)
十月二十二日(水)
時間 午後七時から
場所 福祉センター和室
墨絵学級
十月十七日(金)
十月二十七日(月)
時間 午後七時三十分から
場所 福祉センター図書室

社会総合大学

「学習日のお知らせ」



♡お誕生おめでとう



与川内 阿部 操二男 輝彦
今山 田中 潤長男 真司
久国 齋藤 春夫 長女 いずみ
黒岩 森野 光次 長男 光樹
星谷 中西 茂人 二女 真知子
生名 谷端 元次 二男 圭輔
坂本 石尾 治美 三女 加央里
今山 山路 幸治 二男 正浩

♡ご結婚おめでとう

黒岩 宮本 克行
大阪府 宮内 十三子
中角 前田 進
大阪府 澤野 和代
久国 齋藤 春夫
横瀬 河村 智恵子

♣️おくやみ申します

生名 野上 役太 (79歳)
坂本 森 駒太郎 (77歳)
横瀬 西谷 弘 (61歳)
横瀬 橋谷 虎雄 (80歳)

こころの相談室



こころの病気で悩んでいる人の相談を、次の日程で行います。この相談は、専門の医師が適切な助言、指導をしてください。ご希望のかたは、住民福祉課保健婦までご連絡ください。
日 時 十月二十日(月)
午後二時~四時

場所 福祉センター
相談医師 精神衛生センター嘱託医・前田医師(徳島大学病院精神科医師)

百日咳・ジフテリア・破傷風・三種混合予防接種

日 時 十月三十日(木)
午後一時三十分~三時

場所 福祉センター

該当者 二才~四才未満の者で、該当者には通知します。

接種方法 第一期は一月ごとに三回、第二期は、三回終了後十二カ月、十八カ月後に一回接種。

※ 母子手帳と印鑑をご持参ください。

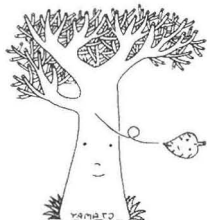
一飼い犬は必ず
つないで下さいー

10月8日(水)
10月22日(水)

成犬 300円
小犬 100円



不用犬買い上げ日



おしらせ

成人病検診

二次検診

成人病には、ガン・脳卒中・心臓病などがあり、四十歳前後から急増し、慢性の経過をたどるこわい病気です。

次の日程で、検診を行いますのでぜひ受診してください。

料金無料（ただし、血液検査のみ一項につき二百円です。）

日時 十月六日（月）

受付時間 午前九時～十一時
午後一時～三時

内容 問診・血圧測定・検尿
心電図・聴打診・血液検査

なお、この検診で異常のあるかたは、二次検診を実施します。

九月、十月に実施しました成人病検診の結果、二次検診が必要な方を対象に次の日程で検診を行います。該当者は、必ず受診してください。

◎ 料金無料



月日	受付時間	場 所	内 容
10月31日 （木）	午前 10：00～11：00	坂本事業所	○問 診 ○心電図 ○眼底検査
	午後 13：00～14：00	生比奈農協	

**小児マヒ
生ワクチン投与**

日時 十月九日（木）
午後一時三十分～三時

場 所 福祉センター
該当児 生後三カ月～十八カ月までに、二回飲むことが必要です。（生後四十八カ月までに二回飲んでいない児）

※ 母子手帳、印鑑をご持参ください。

**インフルエンザ
予防接種**

現在、インフルエンザの特効薬はありません。流行期前に予防接種をうけ予防することが最良の方法です。予防接種をぜひ受けてください。

対象者 三歳以上の人

料 金 ○三歳～六歳未満 二百円
○六歳～十三歳未満 二百五十円
○十三歳以上 三百五十円

接種できない人
○発熱している人
○心臓病、肝臓病などの活動期にある人
○その他医師が不適当と認めた人

インフルエンザ予防接種日程表

月日	曜日	時 間	場 所
10月27日	月	午後 1：30～3：00	坂本小学校
28日	火	午後 2：00～3：00	沼江保育所

夜間救急当番表

休日	平日	10月2日
午後七時から翌日午前九時まで	午後六時から翌日午前九時まで	勝浦病院
	30日	上勝第二診療所
	28日	勝浦病院
	26日	赤岩病院
	24日	勝浦病院
	22日	湯浅病院
	20日	上勝第二診療所
	18日	勝浦病院
	16日	山西病院
	14日	上勝診療所
	12日	勝浦病院
	10日	赤岩病院
	8日	勝浦病院
	6日	湯浅病院
	4日	上勝第二診療所

3歳児健康診査

日時 10月8日（水）
午後1時～2時受付

場 所 生比奈老人憩の家

該当児 大字沼江・星谷・中角・生名地区の昭和51年11月1日～昭和52年10月31日までに生まれた児

※ 母子手帳、問診票をご持参ください。

3歳児健康診査

日時 10月22日（水）
午後1時～2時受付

場 所 住民福祉センター

該当児 大字坂本・三溪・棚野・久国地区の昭和51年11月1日～昭和52年10月31日までに生まれた児

※ 母子手帳、問診票をご持参ください。

乳児健康診査

日時 10月24日（金）
午後1時30分～3時

場 所 勝浦病院

該当児 昭和55年4月1日～8月31日までに生まれた児

※ 母子手帳をご持参ください。

